

島根県地震・津波防災戦略

【第2次改訂版】

令和4年3月

目 次

I	はじめに.....	1
1	策定の背景.....	1
2	策定の趣旨.....	2
3	地域防災計画との関係.....	2
II	大規模地震・津波による被害の想定.....	3
1	想定地震.....	3
2	想定される被害の概要.....	5
III	地震・津波防災戦略の要点.....	8
1	減災目標.....	8
2	目標設定の考え方.....	8
3	減災目標達成のために.....	8
4	対象期間.....	9
5	位置付ける対策.....	9
IV	減災効果.....	10
V	減災目標を達成するための対策.....	12
1	人的被害の軽減.....	14
1.1	建物等倒壊の抑止.....	14
1.2	斜面崩壊の抑止.....	20
1.3	火災の抑止.....	23
1.4	津波被害の抑止.....	27
1.5	社会基盤の整備.....	29
1.6	防災意識の向上.....	38
1.7	災害活動体制の整備.....	34
1.8	被災者支援対策.....	43
2	経済被害軽減.....	47
2.1	建物等の被害軽減.....	47
2.2	社会基盤施設の被害軽減.....	47
2.3	企業の事業継続.....	50
	島根県地震津波防災対策検討委員会 委員名簿.....	51

I はじめに

1 策定の背景

平成23年3月11日にマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、その死者・行方不明者は2万人を超える大災害（東日本大震災）となりました。この震災では直接的な被害を受けなかった島根県においても、県内や隣県で大規模地震が発生することを視野に入れて万全の備えを進めることが必要であると改めて知らされました。

国の中央防災会議では、東北地方太平洋沖地震の発生以前に、特に切迫性があると考えられる大規模地震の発生に備えた対策を効果的に進めるために、平成17年3月に「東海地震」と「東南海・南海地震」、平成18年4月に「首都直下地震」、平成20年12月には「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を対象として「減災目標」を定めた地震防災戦略が策定されました。

また、国は、上述の平成17年3月決定の地震防災戦略において、地方公共団体に対し「地域目標」を定め、地方公共団体版の地震防災戦略を策定するよう要請しています。

さらに、地震防災対策特別措置法の改正（平成18年3月）により、県地域防災計画に、地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう求められました。

このようなことから、島根県においては、平成25年3月に「島根県地震・津波防災戦略」を策定しました。

その後、「日本海における大規模地震に関する調査検討会（国土交通省、内閣府、文部科学省）」において、日本海側の関係道府県が参照できる統一的な津波断層モデルとして、日本海における最大クラスの津波断層モデルの設定について検討が進められ、平成26年9月に最終報告としてとりまとめられました。

それを踏まえて、島根県では、「島根県地震津波防災対策検討委員会」（学識者等で構成）において、様々な意見をいただき、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を設定しました。そして、平成31年3月、この津波浸水想定の設定に併せて「島根県地震・津波防災戦略【改訂版】」を策定しました。

今回、防災戦略の対象期間の最終年度である令和4年度を迎えるにあたり、減災目標を達成するための対策について見直しを行い、新たに令和7年度までを対象期間とした「島根県地震・津波防災戦略【第2次改訂版】」を策定しました。

2 策定の趣旨

島根県地震・津波防災戦略は、県が平成 22 年 11 月から平成 24 年 6 月にかけて実施した島根県地震被害想定調査、及び、平成 28 年 7 月から平成 30 年 3 月にかけて実施した島根県地震・津波被害想定調査において予測した、10 の想定地震の人的被害や経済被害の量を基に、今後軽減する被害量を「減災目標」として定め、その目標を達成するために必要な対策とその体系について可能な限り、数値目標や減災効果等を明示するものです。

この戦略を公表することにより、行政機関のみならず、広く県民や事業所等の理解・協力を得ながら、県内が一体となって地震・津波防災対策への取り組みを進めようとするものです。

なお、この防災戦略は地震・津波被害軽減のための施策ではありますが、対策内容はその他の災害に係る防災活動との重複や関連性が高いため、風水害のほか各種災害による被害の軽減についても効果があります。

3 地域防災計画との関係

島根県地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震・津波を含む災害に対する事前対策から応急対策、復旧・復興対策までを総合的に定めた計画です。この島根県地震・津波防災戦略において定めた「減災目標」は、地震防災対策特別措置法の規定に基づいて、地域防災計画へ記載します。

Ⅱ 大規模地震・津波による被害の想定

1 想定地震

島根県地震・津波防災戦略の対象とする地震は、島根県地震・津波被害想定調査で検討対象となった10の想定地震としました。これは島根県への影響及び地域性を考慮したものです。

県では、地震動による被害だけでなく、津波による被害も想定しています。そこで島根県地震・津波被害想定調査では、陸域の地震と海域の地震を想定し、最新の知見や国の調査などに基づき地震・津波の発生する場所や規模を設定しています。

陸域の地震については、地震動による被害を考慮し、海域の地震については、津波による被害と、沿岸に近い地震については地震動の被害も考慮して設定しています。

地震・津波防災戦略においても、県内各地域への影響を考えると、それぞれに減災を目指す必要があると考えます。

想定地震・津波一覧表

	想定地震名	マグニチュード(Mj)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合(F56)断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

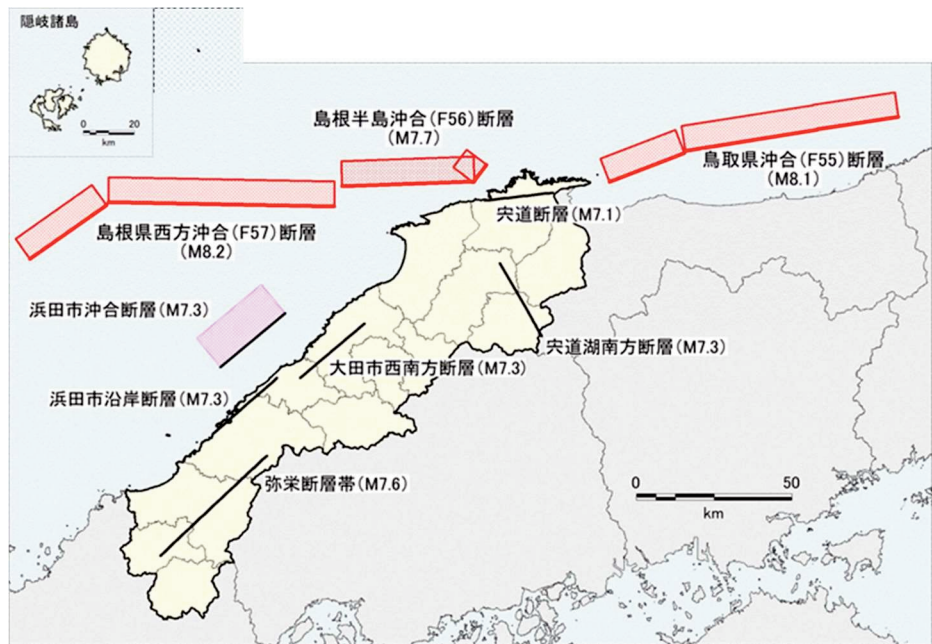
注) ○：想定対象、—：想定対象外

マグニチュード(Mj)：気象庁マグニチュード

以下に、それぞれの想定地震の断層位置を示します。

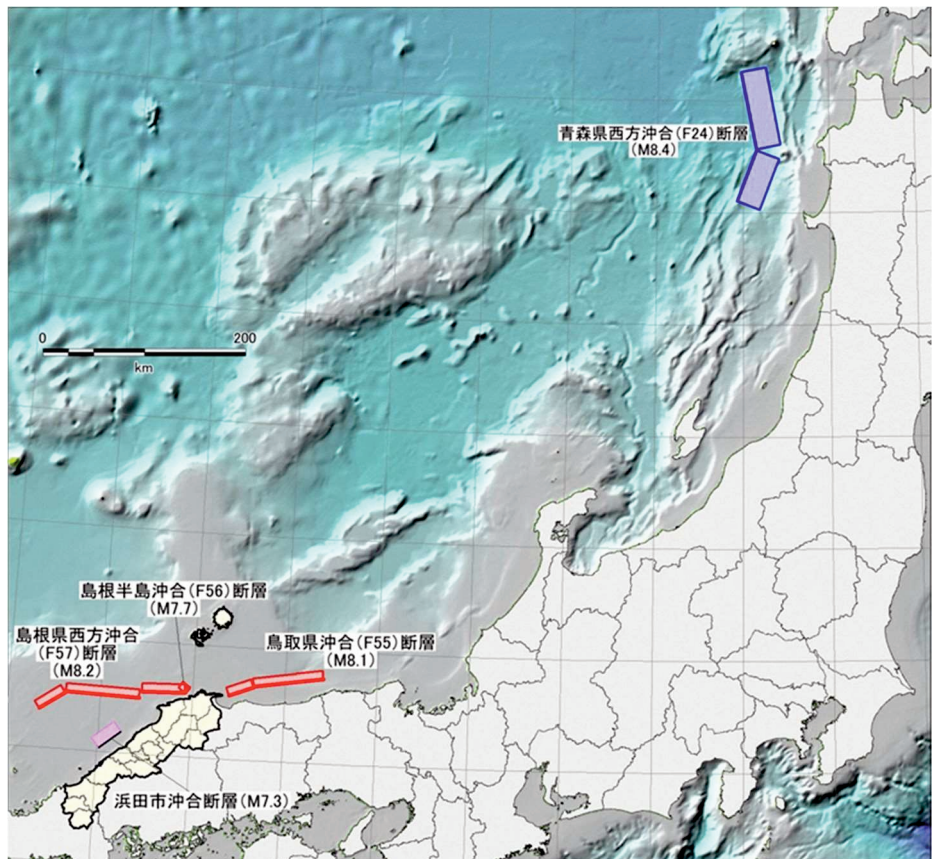
陸域の地震

(地震動の想定に
用いた断層の位置図)



海域の地震

(津波の想定に
用いた断層の位置図)



2 想定される被害の概要

島根県地震・津波被害想定調査結果のうち、具体的に減災を検討する対象とする人的被害と経済被害の結果を一覧にして示します。

想定地震の中では、人的被害の死者数は「鳥取県沖合(F55)断層の地震」の冬18時のケースで最も多く480人、次いで「鳥取県沖合(F55)断層の地震」の冬5時のケースで397人です。死者と負傷者を合わせた人的被害では、「島根半島沖合(F56)断層の地震」の冬5時のケースが最多となります。経済被害は「島根半島沖合(F56)断層の地震」が最も多く、被害は18,439億円になります。

被害想定の主な結果（人的被害・経済被害）

想定地震	季節・時刻	人的被害（人）		経済被害（億円）	
		死者数	負傷者数		
陸域の地震	宍道断層の地震	冬5時	102	1,322	6.829
		秋12時	96	1,025	
		冬18時	131	1,222	
	宍道湖南方断層の地震	冬5時	5	123	2.701
		秋12時	2	90	
		冬18時	4	101	
	大田市西南方断層の地震	冬5時	12	296	2.016
		秋12時	7	172	
		冬18時	9	212	
	浜田市沿岸断層の地震	冬5時	68	966	3.705
		秋12時	45	569	
		冬18時	88	799	
	弥栄断層帯の地震	冬5時	14	310	2.288
		秋12時	7	167	
		冬18時	9	209	
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	冬5時	0	—	884
		秋12時	0	—	
		冬18時	0	—	
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	冬5時	397	2,536	14.525
		秋12時	385	2,073	
		冬18時	480	2,491	
	島根半島沖合(F56)断層の地震	冬5時	265	2,860	18.439
		秋12時	260	2,151	
		冬18時	340	2,620	
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	冬5時	296	2,140	13.864
		秋12時	303	1,591	
		冬18時	374	1,994	
	浜田市沖合断層の地震	冬5時	4	84	1.475
		秋12時	2	51	
		冬18時	3	61	

〔注〕 青森県西方沖合（F24）断層の地震に伴う津波による人的被害は、津波発生から到達までに1時間以上を要し、十分な避難対策を講ずると仮定すれば人的被害は生じないと想定しています。なお、津波による人的被害を軽減するには、迅速な避難行動を行うことが重要であり、県は引き続き避難対策の強化を行ってまいります。

また、人的被害（死者数）を発生原因別にみると、想定地震によって死者が最多となる原因が、建物倒壊、急傾斜地崩壊、津波、火災と異なっており、それぞれについて効果的な対策が必要であることがわかります。

発生原因別の死者数（人的被害）

想定地震	季節・時刻	死者数（人）	発生原因別の死者数（人）							
			建物倒壊	急傾斜地崩壊	屋外落下物	屋内収容物転倒	ブロック塀倒壊	津波	火災	
陸域の地震	宍道断層の地震	冬5時	102	71	18	0	3	0	0	10
		秋12時	96	49	7	0	2	1	0	37
		冬18時	131	58	10	0	2	2	0	59
	宍道湖南方断層の地震	冬5時	5	1	3	0	1	0	0	0
		秋12時	2	1	1	0	0	0	0	0
		冬18時	4	1	2	0	0	1	0	0
	大田市西南方断層の地震	冬5時	12	3	9	0	0	0	0	0
		秋12時	7	3	4	0	0	0	0	0
		冬18時	9	3	5	0	0	0	0	1
	浜田市沿岸断層の地震	冬5時	68	21	30	0	1	0	0	16
		秋12時	45	14	13	0	0	0	0	18
		冬18時	88	17	18	0	0	1	0	52
弥栄断層帯の地震	冬5時	14	1	13	0	0	0	0	0	
	秋12時	7	1	6	0	0	0	0	0	
	冬18時	9	1	8	0	0	0	0	0	
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	冬5時	0	0	0	0	0	0	0	0
		秋12時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	冬5時	397	186	8	0	3	0	176	25
		秋12時	385	120	3	0	2	0	158	101
		冬18時	480	146	4	0	2	0	164	162
	島根半島沖合(F56)断層の地震	冬5時	265	151	24	0	4	0	43	42
		秋12時	260	90	10	0	2	1	42	115
		冬18時	340	115	14	0	2	2	42	165
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	冬5時	296	46	2	0	4	0	243	0
		秋12時	303	39	1	0	3	0	228	32
		冬18時	374	44	1	0	3	1	233	93
浜田市沖合断層の地震	冬5時	4	0	3	0	0	0	0	0	
	秋12時	2	0	2	0	0	0	0	0	
	冬18時	3	0	2	0	0	0	0	0	

注1) は死者数の原因別内訳が最多となるもの

注2) 四捨五入の関係で死者数の合計が合わない場合があります。

さらに、経済被害を発生原因別にみると、全般的には直接経済被害のうち建物被害の占める割合が高い一方で、直接経済被害が比較的小さい地震においては、観光などの半間接経済被害の割合が相対的に大きく表れる傾向にあります。

発生原因別の経済被害額

想定地震		発生原因別の経済被害額（億円）									
		直接経済被害									
		建物		インフラ関連						小計	
建物被害	建物関連	上水道	下水道	通信	電気	都市ガス	橋梁	港湾			
陸域の地震	宍道断層の地震	2,497	1,191	7	0	1	7	35	10	31	3,780
	宍道湖南方断層の地震	552	345	2	0	0	0	0	9	1	909
	大田市西南方断層の地震	499	287	2	0	0	1	0	6	7	804
	浜田市沿岸断層の地震	1,187	547	1	0	5	5	15	9	23	1,797
	弥栄断層帯の地震	281	142	1	0	0	0	0	8	6	442
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	118	44	0	0	0	0	0	0	0	163
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	6,175	3,086	17	1	4	12	22	7	24	9,349
	島根半島沖合(F56)断層の地震	7,430	4,421	24	1	9	15	48	36	27	12,010
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	5,703	3,152	23	1	7	8	0	7	2	8,905
	浜田市沖合断層の地震	91	48	0	0	0	0	0	3	7	150

想定地震		発生原因別の経済被害額（億円）							
		半間接経済被害							間接経済被害
		農林水産業			商業		観光	小計	
農業(米)	農業(他)	漁業	製造品出荷	貿易					
陸域の地震	宍道断層の地震	42	30	31	188	268	784	1,342	1,707
	宍道湖南方断層の地震	62	44	0	69	0	942	1,117	675
	大田市西南方断層の地震	22	16	13	51	0	606	708	504
	浜田市沿岸断層の地震	5	4	6	88	268	613	982	926
	弥栄断層帯の地震	19	14	8	31	536	667	1,274	572
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	1	0	31	12	0	456	500	221
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	38	27	41	321	335	784	1,545	3,631
	島根半島沖合(F56)断層の地震	66	47	33	429	268	976	1,819	4,610
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	50	36	16	386	201	804	1,493	3,466
	浜田市沖合断層の地震	8	6	8	11	268	655	956	369

注1) 四捨五入の関係で、表中の内訳の合計と「小計」あるいは「経済被害額」の数字が合わないことがあります。

注2) 「0」は0.5億円未満。

Ⅲ 地震・津波防災戦略の要点

1 減災目標

減災目標は、次のように設定します。

島根県は、災害犠牲者ゼロを目指します。

計画期間内では、鳥取県沖合（F55）断層の地震による想定死者数を6割以上、島根半島沖合（F56）断層の地震による経済被害額（直接被害額）を4割以上減少させます。

また、島根県西方沖合（F57）断層の地震の津波による死者数をゼロにします。

2 目標設定の考え方

（1）目標値の設定

この目標値の設定にあたっては、各施策項目のうちハード事業の大半は、すでに県が策定している計画に基づき行われています。

いずれの計画も令和7年度までの計画期間ですが、次年度以降も引き続き事業を進めて行くことを考慮し設定しています。

（2）対象とする地震・津波

建物倒壊による死者の発生が最も多く想定された「鳥取県沖合（F55）断層の地震（冬5時）」、直接経済被害の発生が最も多く想定された「島根半島沖合（F56）断層の地震（冬18時）」、津波による死者の発生が最も多く想定された「島根県西方沖合（F57）断層の地震（冬5時）」を対象として「減災目標」を設定します。

3 減災目標達成のために

災害による被害を軽減するためには、一人ひとりが自分の安全を守る（自助）、近隣が助け合って地域の安全を守る（共助）、行政による防災対策活動（公助）の三つの連携が重要です。

本戦略における減災目標を達成するためには、行政は自らが位置づけた各種対策を着実に推進するとともに、県民の皆様の理解と協力を得ながら、取り組みを進めていくことが不可欠です。

なお、個別の対策は、県全域を対象として実施し、地震・津波防災対策の向上を図ることで、県に影響を与える全ての地震・津波に対する取り組みを進めます。

4 対象期間

平成25年度から令和7年度までの13か年を対象期間とします。

5 位置付ける対策

(1) 対策の選定

地震・津波被害想定調査で想定された被害の発生原因を抽出し、減災効果が高い対策を選定の上、県、市町村、県民等が連携して、重点的に取り組むものとします。

具体的には、県内で多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、急傾斜地崩壊、津波避難、火災への対策を重点的に取り組みます。

(2) 数値目標の設定

減災に向けた個々の対策の取り組みを明確にするため、この地震・津波防災戦略に位置付ける各対策項目には、可能な限り数値目標を設定します。

IV 減災効果

以下に減災効果の計算結果を示します。被害が最も大きくなる冬 18 時に発生した場合における被害についての結果です。

人的被害の減災効果

想定地震	死者数（人）		発生原因別の死者数（人）						
	減災率（％）		建物倒壊	急傾斜地崩壊	屋内収容物転倒	ブロック塀倒壊	津波	火災	
陸域の地震	宍道断層の地震	現状	131	58	10	2	2	—	59
		対策後	71	32	9	2	2	—	27
		減災率	46	45	10	0	0	—	54
	宍道湖南方断層の地震	現状	4	1	2	0	1	—	0
		対策後	3	1	2	0	1	—	0
		減災率	25	0	0	0	0	—	0
	大田市西南方断層の地震	現状	9	3	5	0	0	—	1
		対策後	7	2	4	0	0	—	0
		減災率	22	33	20	0	0	—	100
	浜田市沿岸断層の地震	現状	88	17	18	0	1	—	52
		対策後	54	8	15	0	1	—	29
		減災率	39	53	17	0	0	—	44
	弥栄断層帯の地震	現状	9	1	8	0	0	—	0
		対策後	8	1	7	0	0	—	0
		減災率	11	0	13	0	0	—	0
海域の地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	現状	0	—	—	—	—	0	—
		対策後	0	—	—	—	—	0	—
		減災率	0	—	—	—	—	0	—
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	現状	480	146	4	2	0	164	162
		対策後	149	77	3	2	0	0	67
		減災率	69	47	25	0	0	100	59
	島根半島沖合(F56)断層の地震	現状	340	115	14	2	2	42	165
		対策後	217	63	13	2	2	0	137
		減災率	36	45	7	0	0	100	17
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	現状	374	44	1	3	1	233	93
		対策後	101	28	1	3	1	0	68
		減災率	73	36	0	0	0	100	27
	浜田市沖合断層の地震	現状	3	0	2	0	0	0	0
		対策後	1	0	1	0	0	0	0
		減災率	67	0	50	0	0	0	0

注 1) 減災率(%)=(現状での死者数-対策実施後の死者数) / 現状での死者数×100

注 2) 死者が発生しない「屋外落下物」については除外しています。

注 3) 青森県西方沖合(F24)断層の地震に伴う津波による人的被害は、津波発生から到達までに1時間以上を要し、避難完了までの時間が十分あるため人的被害は生じないと想定しています。

注 4) 合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

注 5) 現状：地震・津波被害想定結果(H30.3)、対策後：防災戦略の対策が目標まで実施したとき。

経済被害の減災効果

想定地震		経済被害額（億円）		内訳	
		減災率（％）		直接被害	半間接 間接被害
陸域 の 地震	宍道断層の 地震	現状	6,829	3,780	3,049
		対策後	4,779	2,388	2,391
		減災率	30	37	22
	宍道湖南方 断層の地震	現状	2,701	909	1,792
		対策後	2,351	728	1,623
		減災率	13	20	9
	大田市西南 方断層の 地震	現状	2,016	804	1,212
		対策後	1,450	449	1,001
		減災率	28	44	17
	浜田市沿岸 断層の地震	現状	3,705	1,797	1,908
		対策後	2,834	1,236	1,598
		減災率	24	31	16
弥栄断層帯 の地震	現状	2,288	442	1,846	
	対策後	2,009	294	1,715	
	減災率	12	33	7	
海域 の 地震	青森県西方 沖合(F24)断 層の地震	現状	884	163	721
		対策後	832	163	669
		減災率	6	0	7
	鳥取県沖合 (F55)断層の 地震	現状	14,525	9,349	5,176
		対策後	8,847	5,287	3,560
		減災率	39	43	31
	島根半島沖 合(F56)断層 の地震	現状	18,439	12,010	6,429
		対策後	11,759	7,218	4,541
		減災率	36	40	29
	島根県西方 沖合(F57)断 層の地震	現状	13,864	8,905	4,959
対策後		8,019	4,741	3,278	
減災率		42	47	34	
浜田市沖合 断層の地震	現状	1,475	150	1,325	
	対策後	1,335	94	1,241	
	減災率	9	37	6	

注) 減災率(%)=(現状での被害額-対策実施後の被害額) / 現状での被害額×100

V 減災目標を達成するための対策

島根県地震・津波防災戦略〔第1版〕の施策体系をもとに、施策の進捗状況を考慮した体系は下表のとおりです。

目標	大項目	施策	対策項目	担当課	
人的被害の軽減	建物等倒壊の抑止	耐震化対策	1 特定既存耐震不適格建築物・住宅の耐震化の促進	建築住宅課、県土整備事務所、管財課	
			2 社会福祉施設・児童福祉施設の耐震化	地域福祉課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども子育て支援課、障がい福祉課	
			3 学校施設の耐震化	教育施設課、総務課	
		外壁・窓ガラス・屋内家具対策	4 外壁・窓ガラス等の落下防止	建築住宅課、県土整備事務所	
	斜面崩壊の抑止	土砂災害対策	5 地すべり危険箇所対策	農地整備課、森林整備課、砂防課	
			6 山地災害危険地区対策の推進・土石流対策事業	森林整備課、砂防課	
			7 計画的な防災施設改修のための定期点検	森林整備課	
			8 急傾斜地崩壊対策事業	砂防課	
			9 危険ため池の整備	農地整備課	
	火災の抑止	耐震化対策(再掲)			
		消防力の強化	10 常備消防の充実強化	消防総務課	
			11 消防団の充実強化	消防総務課	
			12 自主防災組織の設置及び育成	防災危機管理課	
			13 消防水利の確保	消防総務課、農地整備課、農村整備課	
		14 家庭内における火災対策の推進	消防総務課		
		15 津波避難計画の策定	防災危機管理課		
	16 津波避難意識の向上	防災危機管理課、農地整備課、水産課、河川課、港湾空港課			
	社会基盤の整備	交通基盤の強化	17 避難体制及び避難所環境の整備	防災危機管理課	
			18 緊急輸送道路の整備及び橋梁の耐震化	道路建設課、道路維持課、都市計画課、農地整備課、港湾空港課、森林整備課	
			19 避難路の整備	農村整備課、農地整備課、水産課、森林整備課	
		情報伝達体制の整備	20 防災拠点漁港における耐震強化岸壁整備	水産課	
			21 緊急輸送道路の交通管制施設整備	交通規制課、公安委員会	
			22 防災行政無線の整備	消防総務課	
			23 漁業無線の運営	水産課	
			24 総合防災情報システムの開発整備	消防総務課、防災危機管理課	
			25 迅速な情報提供体制の整備(Jアラート)	消防総務課	
			26 携帯電話不感地域の解消	情報政策課	
	防災意識の向上	意識啓発(防災教育)	27 学校における防災教育の推進	教育指導課	
		28 防災意識の啓発	防災危機管理課、広聴広報課、消防総務課、建築住宅課		
	災害活動体制の整備	災害活動体制の整備	29 防災訓練の実施	防災危機管理課	
			30 業務継続計画の策定	人事課、防災危機管理課、市町村課	
			31 防災拠点の非常用電源の確保	管財課	
		医療・救護体制の整備	32 職員の応急活動体制の確保	防災危機管理課	
			33 広域支援・受援体制の整備	防災危機管理課	
			34 災害拠点病院機能の向上	病院局	
			35 災害派遣医療チームの体制整備	医療政策課	
			36 災害時の医療体制の整備	医療政策課	
	被災者支援対策	食料・物資の確保・輸送体制	37 備蓄物資の確保対策	防災危機管理課	
			38 災害時の食料等の調達	産地支援課	
			39 救護物資の受入・供給体制の整備	防災危機管理課、水産課	
		被災生活者支援	40 被災者の健康管理対策	健康福祉総務課、健康推進課	
			41 災害ボランティア活動の支援体制の整備	環境生活総務課、地域福祉課	
			42 被災建築物の応急危険度判定体制の整備	建築住宅課	
			43 漁船保険、漁業共済の加入促進	水産課、沿岸漁業振興課	
			44 要配慮者の避難誘導体制整備	防災危機管理課	
45 帰宅困難者対策の推進			防災危機管理課		
経済被害の軽減	建物等の被害軽減	耐震化対策(再掲)			
		土砂災害対策(再掲)			
		消防力の強化(再掲)			
	社会基盤施設の被害軽減	ライフライン施設の耐震性強化等	46 上水道施設の耐震化の促進	薬事衛生課	
			47 水道用水供給施設の耐震化の推進	企業局	
			48 下水道施設の耐震化の促進	下水道推進課、宍道湖流域下水道事務所	
			49 電線共同溝の整備	都市計画課、道路建設課、道路維持課	
	企業の事業継続	交通基盤の強化(再掲)			
		ライフラインの復旧体制整備	50 水道施設の復旧用資機材の備蓄等の推進	企業局	
	事業継続の事前対策	51 事業者による事業継続の取り組みの推進	中小企業課		

以下に、施策項目ごとに、その内容や指標、数値目標等を整理しています。戦略の計画期間である令和7年度までの新たな目標は次ページ以降のとおりです。

【凡例】（各対策ページの見方）

・指標

成果や進捗に関する適切な指標を設定できる対策については、現況と目標の数値をできるだけ示しています。

対策項目 1		特定既存耐震不適格建築・住宅の耐震化の促進				
対策の説明	特定既存耐震不適格建築物*や住宅の所有者に対し、建築物の耐震化の重要性や耐震関係補助の周知を行い、耐震化を促進します。 「特定既存耐震不適格建築物耐震化率」、「住宅の耐震化率」の（指標）目標を達成するための取組「所有者への指導（文書による指導、耐震化重要性の周知）」を下記2つの取組にまとめます。（島根県〇〇計画）					
指標	◆特定既存耐震不適格建築物耐震化率 【H24年度現況】74%（H23年度推計）→【実績（目標達成状況）】〇%（H2年度） →【目標】〇%（R7年度）					
目標を達成するための取組（実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・所有者への指導（文書による指導、耐震化重要性の周知） （県、市（特定行政庁）） （事業実施〔建築住宅課、県土整備事務所〕）	○	○	○	○	○
		%	%	%	%	%

・年度別事業計画

令和3年度から令和7年度までの5年間については、取組状況を具体的に表すため、年度毎に区切って表記しています。

・実施主体

事業を直接行う事業主体を記載しています。

国、県、市町村、県民、民間（事業者）の5つに区分しています。

・県の関わり

事業主体に対する県の関わり方を記載しています。

事業実施、事業支援、事業連携の3つに区分しています。

◇ 事業実施：県が直接事業を行う場合。

◇ 事業支援：市町村や県民、民間などが行う事業に、県が財政的支援や技術支援を行う場合。

◇ 事業連携：市町村や県民、民間などが行う事業で、県と市町村や県民、民間が共通の目的のもとに連携して行う場合。

・関連部局

県の関わりに関連する県の担当部署を記載しています。

1 人的被害の軽減

1.1 建物等倒壊の抑止

施策 1.1.1 耐震化対策

対策項目 1		特定既存耐震不適格建築物・住宅の耐震化の促進				
対策の説明	特定既存耐震不適格建築物*や住宅の所有者に対し、建築物の耐震化の重要性や耐震関係補助の周知を行い、耐震化を促進します。 「特定既存耐震不適格建築物耐震化率」、「住宅の耐震化率」の（指標）目標を達成するための取組「所有者への指導（文書による指導、耐震化重要性の周知）」を下記2つの取組にまとめます。（島根県建築物耐震改修促進計画）					
指 標	◆特定既存耐震不適格建築物耐震化率 【H24 年度現況】74%（H23 年度推計）→【実績（目標達成状況）】92%（R2 年度）→【目標】95%（R7 年度）					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）（関連部局）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・所有者への指導（文書による指導、耐震化重要性の周知）（県、市（特定行政庁））（事業実施〔建築住宅課、県土整備事務所〕）	→ 継続実施				
	・出前講座等の実施（県、市町村）（事業実施、事業支援〔建築住宅課〕）	→ 年間20ヶ所程度				
	・耐震診断、耐震改修への補助（市町村）（事業支援〔建築住宅課〕）	→				
指 標	◆住宅の耐震化率 【H24 年度現況】65%（H20 年度推計）→【実績（目標達成状況）】75%（R2 年度）→【目標】90%（R7 年度）					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）（関連部局）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・出前講座等の実施（県、市町村）（再掲）（事業実施、事業支援〔建築住宅課〕）	→ 年間20ヶ所程度				
	・耐震診断、耐震改修への補助（市町村）（再掲）（事業支援〔建築住宅課〕）	→				
	・一室耐震化の補助（県）（事業実施〔建築住宅課〕）	→ H30より補助制度再開				
指 標	◆県庁舎及び合同庁舎耐震化改修率 【H24 年度現況】54%（H24 年度）→【実績（目標達成状況）】100%（H27 年度）					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）（関連部局）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・耐震化改修工事の実施（県）（事業実施〔管財課〕）	H27 完了				

* 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法で定められた昭和56年5月以前に建築され、新耐震基準（昭和56年6月1日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準）に適合しない建築物で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模に該当する建物。


対策項目2 社会福祉施設・児童福祉施設の耐震化						
対策の説明 (1)	社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設）の耐震化を図るため、耐震補強工事費の補助を行います。（島根県国土強靱化計画）					
指 標	◆救護施設の耐震化率 【H24年度現況】66%（H24年度）→【実績（目標達成状況）】100%（H26年度）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・施設改築や大規模修繕への補助 (県) (事業支援〔地域福祉課〕)	H26 完了				
対策の説明 (2)	社会福祉施設（老人福祉施設）の耐震化を図るため、耐震補強工事費の補助等により耐震改修を促進します。					
指 標	◆老人福祉施設の耐震化率 【H24年度現況】94%（H24年度）（96/102施設） →【実績（目標達成状況）】96%（R2年度）（108/113施設） →【目標】－					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・施設改築への補助 (市町村、民間〔社会福祉法人等〕) (事業支援〔高齢者福祉課〕)	—————→ 継続実施				
対策の説明 (3)	児童福祉施設の耐震化を図ります。（島根県国土強靱化計画） なお、計画終了後は施設の統廃合も踏まえつつ、耐震診断の結果をもとに次期計画を策定し、継続的に実施します。 また、耐震化が未了の施設については、その所有者（管理者）に対して耐震診断を実施するように指導します。					
指 標	◆児童福祉施設の耐震化率 【H24年度現況】75%（H24年度）（461/553棟） →【実績（目標達成状況）】87%（R元年度）（534/617棟） →【目標】100%（R7年度）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・施設改築や大規模修繕への補助を実施 (市町村・民間〔社会福祉法人等〕) (事業支援〔青少年家庭課、子ども・子育て支援課〕)	—————→ 随時実施				
	・耐震診断費補助 (市町村・社会福祉法人等) (事業支援〔青少年家庭課〕)	H27 完了				100%

対策の説明 (4)	障害者支援施設の耐震化を図ります。(島根県国土強靱化計画)					
指標	◆障害者支援施設の耐震化率 【H24年度現況】88% (H24年度) (28/32施設) → 【実績(目標達成状況)】100% (H27年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり 〔関連部局〕)	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・施設改築や大規模修繕への補助 (民間〔社会福祉法人等〕) (事業支援〔障がい福祉課〕)	H27 完了				
	・耐震診断費補助 (民間〔社会福祉法人等〕) (事業支援〔障がい福祉課〕)	H27 完了				

対策項目3 学校施設の耐震化						
対策の説明 (1)	公立学校等の耐震化工事を推進します。(構造体の耐震化年次計画)					
指 標	◆県立高等学校の耐震化率 県立高等学校【H24年度現況】87% (H23年度) (292/337棟) →【実績(目標達成状況)】100% (H27年度) 県立特別支援学校【H24年度現況】96% (H23年度) (74/77棟) →【実績(目標達成状況)】100% (H27年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・県立学校の耐震化 (県) (事業実施〔教育施設課〕)	H27 完了				
対策の説明 (2)	県立学校の児童・生徒・職員等の安全を確保するため、バスケットゴール等非構造部材の耐震対策を実施します。					
指 標	◆屋内運動場等の非構造部材の耐震対策実施率(吊り天井) 【H24年度現況】— →【実績(目標達成状況)】100% (H27年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・点検・調査結果に基づいた優先度 に応じ順次対策を実施 (県) (事業実施〔教育施設課〕)	H27 完了				
指 標	◆屋内運動場等の非構造部材の耐震対策実施率(照明、バスケットゴール) 【H24年度現況】— →【実績(目標達成状況)】10.4% (H27年度) →【目標】100% (R2年度) (島根創生計画)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・点検・調査結果に基づいた優先度 に応じ順次対策を実施 (県) (事業実施〔教育施設課〕)	R2 完了				
対策の説明 (3)	耐震化が未完了の施設について、統廃合等の動向も踏まえつつ耐震診断や耐力度調査の結果を基に、計画的に耐震補強工事等を実施し耐震化を図ります。					
指 標	◆市町村立小中学校の耐震化率 【H24年度現況】77% (H23年度) →【実績(目標達成状況)】98.0% (R2年度) →【目標】99.5% (R7年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・耐震化に伴う改築・補強工事への補助 (市町村) (事業支援〔教育施設課〕)	98.3 %	98.3 %	99.2 %	99.3 %	99.5 %

対策の説明 (4)	屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、統廃合等の動向も踏まえつつ計画的に耐震対策工事を実施し耐震化を図ります。					
指 標	◆市町村立小中学校の非構造部材（屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策）耐震対策実施率 【H24年度現況】 — →【実績（目標達成状況）】 96.5%（R2年度） → 【目標】 100%（R7年度）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・耐震対策工事への補助 (市町村) (事業支援〔教育施設課〕)	97.1 %	97.7 %	98.4 %	99.0 %	100 %
対策の説明 (5)	屋内運動場等の照明・バスケットゴールの落下防止対策について、統廃合等の動向も踏まえつつ計画的に耐震対策工事を実施し耐震化を図ります。					
指 標	◆市町村立小中学校の非構造部材（屋内運動場等の照明・バスケットゴールの落下防止対策）耐震対策実施率 【H24年度現況】 — →【実績（目標達成状況）】 73.2%（R2年度） → 【目標】 89.1%（R7年度）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・耐震対策工事への補助 (市町村) (事業支援〔教育施設課〕)	76.4 %	79.6 %	82.8 %	85.9 %	89.1 %
対策の説明 (6)	私立学校の耐震化を促進するため耐震補強工事費の補助を行います。					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・事業支援（私立学校が行う耐震補強工事への補助） (民間) (事業支援〔総務課〕)					
				助言の継続		

施策 1.1.2 外壁・窓ガラス・屋内家具対策

対策項目4 外壁・窓ガラス等の落下防止						
対策の説明	<p>地震時に、建築物の外装材、はめ殺し窓のガラスや外壁等に取り付けられた屋外広告物等の落下による被害が発生しています。</p> <p>既存の中高層建築物を重点的に、その所有者（管理者）に対して、これらの落下防止対策を講ずるよう指導を行います。（島根県建築物耐震改修促進計画）</p>					
目標を達成するための取組 （実施主体 （県の関わり 〔関連部 局〕）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	<ul style="list-style-type: none"> 外装材、窓ガラス等の落下防止対策の指導（建築基準法第12条の定期報告や建築物防災査察を利用） （県、市〔特定行政庁〕） （事業実施〔建築住宅課、県土整備事務所〕） 					
		 <p>指導の継続</p>				

1.2 斜面崩壊の抑止

施策 1.2.1 土砂災害対策

対策項目 5 地すべり危険箇所対策						
対策の説明 (1)	地すべりによる農地や人命、家屋等の被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり等防止法に基づき指定を受けた地すべり防止区域において、地すべり防止工事を行います。(第6次地震防災緊急事業五箇年計画)					
指 標	◆地すべり防止施設の整備 【H24年度現況】174箇所 (H24年度) → 【実績 (目標達成状況)】194地区 (R2年度 [第5次実績: 9地区]) → 【目標】213地区 (R7年度 [第6次目標: 19か所])					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり [関連部局])	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
・地すべり防止施設の整備 (県) (事業実施 [農地整備課])		15箇所	1箇所	1箇所	2箇所	継続実施
対策の説明 (2)	地すべりによる人命や家屋等の被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり等防止法に基づき指定を受けた地すべり防止区域内において、地すべり防止工事を行います。(第6次地震防災緊急事業五箇年計画)					
指 標	◆地すべり防止施設の整備箇所数 【H24年度現況】延べ62箇所 (H24年度) → 【実績 (目標達成状況)】64箇所 (R2年度) → 【目標】66箇所 (R7年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり [関連部局])	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
・地すべり防止施設の整備 (県) (事業実施 [森林整備課])						2地区
対策の説明 (3)	地すべりによる人命や家屋等の被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり等防止法に基づき指定を受けた地すべり防止区域内において、地すべり防止工事を行います。(第6次地震防災緊急事業五箇年計画)					
指 標	◆地すべり防止施設の整備により保全される人口 【H24年度現況】— → 【実績 (目標達成状況)】16,110人 (R2年度) → 【目標】17,490人 (R7年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり [関連部局])	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
・地すべり対策事業 (県) (事業実施 [砂防課])						17,490人

指 標	◆地すべり防止施設の整備箇所数 【H24年度現況】98箇所（H24年度） →【実績（目標達成状況）】102箇所（R2年度）→【目標】109箇所（R7年度）					
	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	・地すべり対策事業 （県） （事業実施〔砂防課〕）					109 箇所

対策項目6 山地災害危険地区対策の推進・土石流対策事業						
対策の説明 （1）	土石流、山崩れなどの土砂災害危険箇所について対策工事を行います。（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）					
指 標	◆山地災害危険地区の整備率 【H24年度現況】35%（H24年度）→ 【実績（目標達成状況）】37.5%（R2年度）→【目標】37.7%（R7年度）					
	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	・治山事業による施設整備 （県） （事業実施〔森林整備課〕）	6箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
対策の説明 （2）	土石流などの土砂災害危険箇所について対策工事を行います。（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）					
指 標	◆土石流対策施設の整備により保全される人口 【H24年度現況】— →【実績（目標達成状況）】19,146人（R2年度） →【目標】20,403人（R7年度）					
	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	・土石流対策事業 （県） （事業実施〔砂防課〕）					20,403 人
指 標	◆砂防設備の整備完了箇所数 【H24年度現況】— →【実績（目標達成状況）】397箇所（R2年度） →【目標】430箇所（R7年度）					
	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	・土石流対策事業 （県） （事業実施〔砂防課〕）					430 箇所

対策項目7 計画的な防災施設改修のための定期点検						
対策の説明	島根県公共施設等総合管理基本方針（H27.9 政策企画局策定）、農林水産公共施設長寿命化基本方針（H27.9 農林水産部策定）に基づき、島根県が管理する治山施設を対象に島根県治山施設個別施設計画を策定（R2）。個別施設計画に基づき、施設の機能の維持・強化に必要な対策を着実に進めていく。 個別施設計画実施期間：R3～R12（10年間）					
指 標	◆治山施設点検施設数					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・治山施設の定期点検数 (県) (事業実施〔森林整備課〕)	2,407	2,052	2,323	2,417	1,924

対策項目8 急傾斜地崩壊対策事業						
対策の説明	急傾斜地崩壊危険箇所*の崩壊防止施設の整備を行います。（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）					
指 標	◆急傾斜地崩壊防止施設の整備完了箇所数 【H24年度現況】611箇所（H24年度） →【実績（目標達成状況）】638箇所（R2年度）→【目標】675箇所（R7年度）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・急傾斜地崩壊対策事業 (県) (事業実施〔砂防課〕)					675 箇所
指 標	◆土砂災害から保全される人口 【H24年度現況】— →【実績（目標達成状況）】35,877人（R2年度） →【目標】36,927人（R7年度）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・急傾斜地崩壊対策事業 (県) (事業実施〔砂防課〕)					36,927 人

* 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において、崖崩れの発生する危険性があり、人家5戸以上等に被害を及ぼす恐れのある箇所。

対策項目9 危険ため池の整備						
対策の説明	老朽化が進み、地震・豪雨等により下流部の人家や農用地・公共施設に被害が及ぶと予想されるため池について整備を行います。（島根県農林水産基本計画・防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画〔島根県〕）					
指 標	◆ため池の整備 【H24年度現況】27地区 →【実績（目標達成状況）】119箇所（防災工事49箇所、廃止工事70箇所）（R2年度〔第5次実績：83箇所（防災工事13箇所、廃止工事67箇所）〕） →【目標】210箇所（R7年度〔第6次目標：防災工事28箇所、廃止工事63箇所〕） ※R2年度末 防災重点農業用ため池 要対策数505箇所					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・ため池の整備（県）（事業実施〔農地整備課〕）	20箇所	23箇所	10箇所	19箇所	19箇所

1.3 火災の抑止

施策1.3.1 耐震化対策（再掲）（1.1.1に同じ）

施策1.3.2 消防力の強化

対策項目10 常備消防の充実強化						
対策の説明（1）	消防施設等の整備、救急搬送体制の強化により、常備消防*の充実強化を図ります。					
指 標	◆消防施設等の整備 【H24年度現況】消防ポンプ車83台 救助工作車15台 救急車72台 →【実績（目標達成状況）】消防ポンプ車77台 救助工作車12台 救急車72台 等（R2年度）					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・消防車両の整備（市町村〔消防〕）（事業連携〔消防総務課〕）	必要車両の整備及び維持				
対策の説明（2）	大規模災害時の消防広域応援（緊急消防援助隊等）の際の相互通信体制の強化のため、県（防災行政無線）との共同により、消防救急デジタル無線設備を整備します。					
指 標	◆広域応援体制（通信体制）の強化 【H24年度現況】— →【実績（目標達成状況）】H26年度中に共通波整備を完了					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・消防救急デジタル無線の整備（市町村〔消防〕、県）（事業支援〔消防総務課〕）	H26完了				

対策の説明 (3)	救急救命士資格を有する救急隊員の養成確保を行います。					
指 標	◆救急搬送体制の強化 【H24年度現況】249人 → 【実績(目標達成状況)】358人(R2年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・救急救命士の養成確保 (市町村〔消防〕) (事業支援〔消防総務課〕)	→ 継続的な養成及び確保				

* 常備消防

市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務していること。

対策項目11 消防団の充実強化						
対策の説明	消防団員の確保及び消防団の資機材の充実により、消防団の充実強化を図ります。					
指 標	◆消防団員の確保 【H24年度現況】12,619人(H24.4.1現在)(各市町村条例定数合計13,436人) →【実績(目標達成状況)】11,553人(R2.4.1)(各市町村条例定数合計13,102人) →【目標】各市町村において、体制に応じ、必要な人員の確保を図っていく。					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・消防団活動、団員の加入促進等の広報 (市町村) (事業連携〔消防総務課〕)	→ 促進活動の継続				
	・消防団協力事業所制度の推進(町村への制度導入促進、優遇措置の継続) (市町村、県) (事業支援〔消防総務課〕)	→ 推進活動の継続				
	・消防団員の教育、研修 (市町村、県) (事業支援〔消防総務課〕)	→ 推進活動の継続				
指 標	◆消防団の資機材の充実(消防ポンプ車・小型動力ポンプ) 【H24年度現況】1,130台(H24.4.1現在) →【実績(目標達成状況)】1,048台(R2.4.1現在) →【目標】各市町村において、体制に応じ、消防団の車両、装備を整備していく。					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・消防団の車両、装備の整備 (市町村) (事業連携〔消防総務課〕)	→ 整備の継続				

対策項目12 自主防災組織の設置及び育成						
対策の説明	住民が相互に協力し合う共助は被害の軽減のために重要な行動であり、そのためにも自主防災組織*が必要となります。(島根創生計画) 研修会の実施や、市町村等実施の防災訓練により、地域での防災活動の主体となる自主防災組織の設置を促進するとともに、防災意識を高め、地域防災を担う人材の育成の支援を行います。					
指 標	◆自主防災組織の組織率 【H24年度現況】60% (H24年度) →【実績(目標達成状況)】76.1% (R2年度) →【目標】100% (R7年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・自主防災組織の設置 (市町村、県民) (事業連携〔防災危機管理課〕)	促進活動の継続				100%
指 標	◆自主防災組織活動の充実					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・自主防災組織による防災訓練の実施 (市町村、県民) (事業支援〔防災危機管理課〕)	各自主防災組織において年1回以上実施				
	・自主防災組織及び防災リーダーへの研修の実施 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	地域防災研修会(年4回実施) 自主防災組織リーダー研修会(年1回実施)				
	・先進事例の情報提供 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	啓発活動の継続				

* 自主防災組織

住民の災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う自発的な防災組織。

対策項目 1 3 消防水利の確保						
対策の説明 (1)	地域の消防力を向上させるために防火水槽を確保します。 なお消防力の整備指針の改正により、現況箇所数のカウント方法が変更（1メッシュ内に消防水利が複数ある場合も1基とカウント）されており、各市町村が算定した9,023基（100パーセント）に向けて取り組みます。					
指 標	◆防火水槽の充足率向上 【H24年度現況】71%（H20年度）（9,666/13,676基） →【実績（目標達成状況）】6,053基 67.1%（R元年度） →【目標】6,130基 68%（R7年度）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・防火水槽、耐震性貯水槽の設置 (市町村) (事業支援〔消防総務課〕)	—————→				68%
対策の説明 (2)	農業用排水路は、農業利用のみならず地域の防火用水としても活用がなされており、散居集落の防火水源確保のうえからも、計画的な整備を行います。（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）					
指 標	◆農業用排水路の整備率（防火用水としての機能） 【H24年度現況】1箇所（H24年度） →【実績（目標達成状況）】3箇所（R2年度〔第5次実績：1箇所〕） →【目標】6箇所（R7年度〔第6次目標：3箇所〕）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・農業用排水路の整備 (県) (事業実施〔農地整備課〕)	—————→				3箇所
対策の説明 (3)	消火栓や河川などを消防水利として活用できない散居集落については防火水槽を設置します。（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）					
指 標	◆防火水槽の整備数 【H24年度現況】27基（H24年度） →【実績（目標達成状況）】52基（R2年度〔第5次実績：15箇所〕） →【目標】57基（R7年度〔第6次目標：5箇所〕）					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・防火水槽の整備 (県) (事業実施〔農村整備課〕)	—————→				2基
				1基	2基	2基

対策項目 1 4 家庭内における火災対策の推進						
対策の説明	家庭内での出火防止、初期消火活動について啓発するとともに、住宅用火災警報器の設置及び設置後の適切な維持管理について広報を行います。					
指 標	◆住宅用火災警報器の設置率 【H24 年度現況】78% → 【実績（目標達成状況）】83.8%（R2 年度） → 【目標】89%（R7 年度）					
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理に関する広報 （市町村、県、国） （事業連携〔消防総務課〕）					89%

1.4 津波被害の抑止

施策 1.4.1 津波避難対策

対策項目 1 5 津波避難計画の策定						
対策の説明	津波による浸水が想定される地域において、住民を安全かつ確実に避難誘導し、死傷者の発生を防ぐため各種計画の策定を促進します。（島根創生計画）					
指 標	◆市町村津波避難計画の作成率 【H24 年度現況】20%（H24 年度） → 【実績（目標達成状況）】100%（R2 年度）					
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・市町村津波避難計画の作成 （市町村） （事業支援〔防災危機管理課〕）	R2 完了	継続的な見直し			
指 標	◆津波ハザードマップの作成率 【H24 年度現況】90%（H24 年度） → 【実績（目標達成状況）】100%（H28 年度）					
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・津波ハザードマップの作成 （市町村） （事業支援〔防災危機管理課〕）	H28 完了	継続的な見直し			

対策項目 16 津波避難意識の向上						
対策の説明	津波に対する避難意識の向上と迅速化を進めるため、海拔表示や津波浸水区域の公表、津波災害警戒区域の指定を行います。					
指標	◆津波災害警戒区域指定済み市町村数 【新規】 【R2 年度現況】 0 市町村 → 【目標】 11 市町村(島根沿岸・隠岐沿岸すべて) (R4 年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 【関連部局】	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・津波情報看板の設置 (国、県、市町村) (事業実施【道路維持課】、(事業支援【防災危機管理課】)	継続的な見直し				
	・津波浸水区域の公表 (県) (事業実施【防災危機管理課、農地整備課、水産課、河川課、港湾空港課】)	継続的な情報提供				
	・津波災害警戒区域の指定 (県) (事業実施【防災危機管理課、農地整備課、水産課、河川課、港湾空港課】)	11 市町村 継続的な情報提供				

対策項目 17 避難体制及び避難所環境の整備						
対策の説明	市町村長が住民に対し適切なタイミングで迅速かつ確実に避難勧告等の情報を伝達し、円滑な避難行動を行うための指針となる「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の策定を促進します。 また、避難所の円滑な開設と適切な運営がなされるよう「避難所運営マニュアル」の策定も促進します。					
指標	◆避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成率 【H24 年度現況】 74% (H24 年度) → 【実績 (目標達成状況)】 74% (R2 年度) → 【目標】 100% (R7 年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 【関連部局】	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成 (市町村) (事業支援【防災危機管理課】)	実施				
指標	◆避難所運営マニュアルの作成率 【H24 年度現況】 32% (H24 年度) → 【実績 (目標達成状況)】 74% (R2 年度) → 【目標】 100% (R7 年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 【関連部局】	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・避難所運営マニュアルの作成 (市町村) (事業支援【防災危機管理課】)	実施				

1.5 社会基盤の整備

施策 1.5.1 交通基盤の強化

対策項目 18 緊急輸送道路の整備及び橋梁の耐震化						
対策の説明 (1)	<p>緊急輸送道路は災害時に被災地内外の陸送を確保するためのものであり、本県では令和元年度に改定した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を進めているところです。</p> <p>緊急輸送道路の1～3次までの輸送ルートすべての道路改良及び整備を行うことにより、緊急輸送道路ネットワーク化を完成させます。</p> <p>なお、現目標値は平成25年度の緊急輸送道路ネットワーク計画策定時の現況を基に、第6次地震防災緊急事業五箇年計画における年次ごとの実績延長及び計画延長を積み上げ計上して設定しています。</p>					
指 標	<p>◆緊急輸送道路の改良率</p> <p>【H24年度現況】88% (H24年度)</p> <p>→ 【実績(目標達成状況)】93.3% (R2年度) → 【目標】94.7% (R7年度)</p> <p style="text-align: right;">※県管理道路分のみ</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり [関連部局])	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
・道路事業(県) (県) (事業実施[道路建設課])	3.5km	2.3km	4.8km	3.1km	3.5km	→
・道路事業(市町村) (市町村) (事業支援[道路維持課])	0.0km	0.1km	0.2km	0.0km	0.0km	→
・街路事業(県) (県) (事業実施[都市計画課])	0.0km	0.0km	0.3km	0.9km	0.4km	→
対策の説明 (2)	<p>緊急輸送道路上にあり、平成8年より古い道路橋示方書で建設された橋長15m以上かつ複数径間の橋梁について整備を進めているところです。(第6次地震防災緊急事業五箇年計画)</p>					
指 標	<p>◆緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率</p> <p>【H24年度現況】54% (H24年度)</p> <p>→ 【実績(目標達成状況)】71% (R2年度) → 【目標】87% (R7年度)</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり [関連部局])	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化 (県) (事業実施[道路維持課])	75%	80%	82%	85%	87%	→

対策の説明 (3)	複数の市町村（旧市町村）につながる農道は、災害時において緊急輸送ルートの観点より重要な役割を果たすため、整備を進めます。（島根創生計画）						
指標	◆緊急輸送路の整備延長 【H24年度現況】— → 【実績（目標達成状況）】 0.7km（R2年度【第5次実績：1箇所0.7km】） → 【目標】 3.0km（R7年度【第6次目標：1箇所2.3km】）						
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	
	・農道整備事業の実施 (県) (事業実施〔農地整備課〕)	継続実施			1箇所	→	
対策の説明 (4)	港湾臨港道路上にある橋長15m以上の緊急輸送道路橋に対して耐震補強工事を進めます。（島根県緊急輸送道路ネットワーク計画）						
指標	◆港湾臨港道路における緊急輸送道路橋の耐震化率 【H24年度現況】80%（H24年度） → 【実績（目標達成状況）】 80%（R2年度）（4/5橋） → 【目標】 100%（R7年度）						
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	
	・緊急輸送道路橋の耐震工事 の実施 (県) (事業実施〔港湾空港課〕)					1橋梁	→
対策の説明 (5)	集落間をつなぐ林道は、災害時に主要道が被災した場合、緊急輸送道路としての役割を果たすため、整備を進めます。						
指標	◆新規開設（改良）延長 【H24年度現況】— → 【実績（目標達成状況）】 8.3km（R2年度） → 【目標】 — km（R7年度）						
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	
	・森林基幹道の開設 (県) (事業実施〔森林整備課〕)	継続 実施				→	
	・森林基幹道の改良 (市町村) (事業支援〔森林整備課〕)	継続 実施				→	

対策項目 19 避難路の整備						
対策の説明 (1)	災害時における集落から国・県道などへ避難路を確保するため、農道等を整備します。(第6次地震防災緊急事業五箇年計画)					
指 標	◆避難路の整備延長 【H24年度現況】29.5km →【実績(目標達成状況)】42.8km(R2年度【第5次実績:1箇所 4.4km】) →【目標】71.5km(R7年度【第6次目標:23箇所 28.7km】)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 【関連部局】	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・農道、農業集落道路の実施 (県) (事業実施【農村整備課、農地整備課】)	4箇所	1箇所		11箇所	7箇所
対策の説明 (2)	災害時における集落から国・県道などへ避難路を確保するため、橋梁耐震化を行います。(第6次地震防災緊急事業五箇年計画)					
指 標	◆避難路の橋梁耐震化の箇所数 【H24年度現況】0箇所 →【実績(目標達成状況)】1箇所(R2年度【第5次実績:0箇所】) →【目標】1箇所(R7年度【第6次目標:0箇所】)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 【関連部局】	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・農道保全対策事業の実施 (県) (事業実施【農地整備課】)					
対策の説明 (3)	漁村における集落道は、生活道路であるとともに地震・津波等災害時の避難路として重要な役割を果たしているため、現道の機能が不十分な地区において、漁業集落道の整備を行います。(第6次地震防災緊急事業五箇年計画)					
指 標	◆漁村において避難路を整備した漁村の地区数 【H24年度現況】1地区(H24年度) →【実績(目標達成状況)】2地区(R2年度) →【目標】3地区(R7年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 【関連部局】	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・漁業集落道の整備 (市町村) (事業支援【水産課】)					1地区
	・漁港関連道の整備 (県) (事業実施【水産課】)	H30 完了				
対策の説明 (4)	主要道が被災した際に、避難路として機能する林道の整備を進めます。(第6次地震防災緊急事業五箇年計画)					
指 標	◆整備延長 【H24年度現況】— →【実績(目標達成状況)】11.5km(R2年度) →【目標】15.0km(R7年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 【関連部局】	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・森林基幹道・管理道の開設、改良(15.0km) (県) (事業実施【森林整備課】)	0.9km	0.9km	0.9km	0.4km	0.4km

対策項目20 防災拠点漁港における耐震強化岸壁整備						
対策の説明	地震・津波災害時の緊急物資の海上輸送等の拠点として位置付けられた漁港（防災拠点漁港）について、耐震強化岸壁の整備を行います。 （第6次地震防災緊急事業五箇年計画）					
指 標	◆耐震強化岸壁が整備された防災拠点漁港数（割合） 【H24年度現況】-漁港（H24年度） → 【実績（目標達成状況）】0漁港（R2年度） → 【目標】1漁港（R3年度）					
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・ 防災拠点漁港における耐震強化岸壁の整備 （県） （事業実施〔水産課〕）	→ 1漁港				

施策 1.5.2 情報伝達体制の整備

対策項目 2 1 緊急輸送道路の交通管制施設整備																																																	
対策の説明	緊急輸送道路ネットワークの更なる安全性、信頼性の向上を図るため老朽化した交通管制施設の更新整備を行います。 (第6次地震防災緊急事業五箇年計画)																																																
指 標	◆交通管制施設の老朽化更新率 【H24年度現況】39% (H24年度) (58/150箇所) →【実績(目標達成状況)】62.4% (R2年度実績:旧計画) (174/279箇所) →【目標】100% (R7年度) (220箇所)																																																
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり [関連部局])	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別事業計画(年度)</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交通管制施設の更新整備 交通情報板 1箇所/年 信号制御器 20箇所/年 光ビーコン 10箇所/年 車両感知器 10箇所/年 信号機電源付加装置 3箇所/年 (県) (事業実施[交通規制課]) </td> <td>20% 44箇所</td> <td>40% 88箇所</td> <td>60% 132箇所</td> <td>80% 176箇所</td> <td>100% 220箇所</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交通情報版の更新 10箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) </td> <td>H27 完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交通監視カメラの設置 2箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) </td> <td>H27 完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域制御化の実施 31箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) </td> <td>H27 完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・光ビーコンの更新 10箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) </td> <td>H27 完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・車両感知器の更新 80箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) </td> <td>H27 完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・信号電源付加装置の整備 17箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) </td> <td>H27 完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7	<ul style="list-style-type: none"> ・交通管制施設の更新整備 交通情報板 1箇所/年 信号制御器 20箇所/年 光ビーコン 10箇所/年 車両感知器 10箇所/年 信号機電源付加装置 3箇所/年 (県) (事業実施[交通規制課]) 	20% 44箇所	40% 88箇所	60% 132箇所	80% 176箇所	100% 220箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通情報版の更新 10箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了					<ul style="list-style-type: none"> ・交通監視カメラの設置 2箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了					<ul style="list-style-type: none"> ・地域制御化の実施 31箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了					<ul style="list-style-type: none"> ・光ビーコンの更新 10箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了					<ul style="list-style-type: none"> ・車両感知器の更新 80箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了					<ul style="list-style-type: none"> ・信号電源付加装置の整備 17箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了				
年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・交通管制施設の更新整備 交通情報板 1箇所/年 信号制御器 20箇所/年 光ビーコン 10箇所/年 車両感知器 10箇所/年 信号機電源付加装置 3箇所/年 (県) (事業実施[交通規制課]) 	20% 44箇所	40% 88箇所	60% 132箇所	80% 176箇所	100% 220箇所																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・交通情報版の更新 10箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・交通監視カメラの設置 2箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・地域制御化の実施 31箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・光ビーコンの更新 10箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・車両感知器の更新 80箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・信号電源付加装置の整備 17箇所 (県) (事業実施[公安委員会]) 	H27 完了																																																

対策項目22 防災行政無線の整備


対策の説明 (1)	<p>災害発生時の通信手段である県防災行政無線について、幹線系設備は平成26年度末にインターネットの技術を使った新たな通信方式（IP化）に変更しました。</p> <p>また、その他の無線設備のアナログ方式からデジタル方式への更新については、平成26年度末に車載型や携帯型の移動系設備が完了し、県出先機関や市町村本庁舎、各消防機関等（端末系設備）については、平成29年度末に完了しました。</p> <p>また、これらのバックアップ及びJアラートの通信手段として利用している衛星通信設備については、平成27年度末に県庁設備及び衛星通信車についてIP化へ更新をしました。その他の衛星通信設備は、平成29年度末に更新が完了しました。（第5次地震防災緊急事業五箇年計画）</p> <p>なお、計画終了後の平成29年度以降は、次期計画を策定し、引き続き整備を行います。（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）</p>					
指 標	<p>◆幹線系のIP化更新率 【H24年度現況】 — → 【実績（目標達成状況）】 100%（H26年度）</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・幹線系のIP化更新整備 (県) (事業実施〔消防総務課〕)	H26 完了				
指 標	<p>◆移動系のデジタル化更新率 【H24年度現況】 — → 【実績（目標達成状況）】 100%（H26年度）</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・移動系のデジタル化更新整備 (県) (事業実施〔消防総務課〕)	H26 完了				
指 標	<p>◆端末系のデジタル化更新率 【H24年度現況】 — → 【実績（目標達成状況）】 0%（H27年度） → 【目標】 100%（H29年度）</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・端末系のデジタル化更新整備 (県) (事業実施〔消防総務課〕)	H29 完了				
指 標	<p>◆衛星通信設備の次世代化更新率 【H24年度現況】 — → 【実績（目標達成状況）】 100%（R2年度） → 【目標】 第3世代衛星通信設備整備（R7年度）</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・衛星通信設備の次世代化更新整備（第2世代） (県) (事業実施〔消防総務課〕)	H29 完了				
	・衛星通信設備の次世代化更新整備（第3世代） (県) (事業実施〔消防総務課〕)			1箇所		→

対策の説明 (2)	<p>災害発生時の住民への有効な情報伝達手段である市町村防災行政無線（同報系）について、未整備地区を解消する必要があるが、平成28年度に県内全市町村の整備は完了しました。</p> <p>また、老朽化した設備に見られる必要周波数以外に出される不要な電波への対策（新スプリアス規格）や、限られた周波数を有効活用するため（周波数再編アクションプラン）、防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式への変更を促すこととします。</p> <p>なお、緊急防災・減災事業が令和7年度まで延長されることから、これらを有効に活用します。（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）</p>					
指 標	<p>◆同報系防災行政無線整備率 【H24年度現況】89%（H24年度）（17/19市町村） →【実績（目標達成状況）】95%（H27年度）（18/19市町村） →【目標】100%（H28年度）</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・同報系防災行政無線の整備 (市町村) (事業支援〔消防総務課〕)	H28 完了				
指 標	<p>◆デジタル化更新率 【H24年度現況】32%（H24年度） →【実績（目標達成状況）】52.6%（R2年度）（10/19市町村） →【目標】73.6%（R7年度）（14/19市町村）</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・デジタル化更新整備 (市町村) (事業支援〔消防総務課〕)					
		2箇所	1箇所			1箇所

対策項目23 漁業無線の運営						
対策の説明	津波警報等が発表された場合、海上の漁業者に対し、迅速に情報伝達を行うため、漁業無線を運営します。					
指 標	<p>◆漁船への漁業無線の設置率（3t以上のジーゼル漁船） 【H24年度現況】69%（H23年度）（813/1,186隻） →【実績（目標達成状況）】60%（R2年度） →【目標】60%（R7年度）</p>					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・漁業指導無線の運営 (県) (事業実施〔水産課〕)					
				運営業務の継続		

対策項目 24 総合防災情報システムの開発整備						
対策の説明	<p>現行の第4期総合防災システムは令和5年度末に5年間の賃貸借及び運用保守契約期間が満了となります。同システムは、中国5県でシステムの統一化・共同化について県域を越えた情報共有及び検討をされており、賃貸借及び運用保守契約期間を1年延長し、時期計画を策定し、引き続き整備を行います。</p> <p>整備にあたり、新たな環境への対応及びさらなる操作性の向上、省力化等を図ります。(島根創生計画)</p>					
指 標	<p>◆総合防災情報システム開発整備事業</p> <p>【H24年度現況】—</p> <p>→ 【実績(目標達成状況)】第4期システム運用(R2年度)</p> <p>→ 【目標】第5期システム運用開始(R7年度)</p>					
目標を達成するための取組(実施主体(県の関わり[関連部局]))	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・運用保守、賃貸借(5年間+1年延長:第4期システム) (県) (事業実施[消防総務課])	→				
	・提案競技(コンペ)、評価、請負契約:第5期システム (県) (事業実施[消防総務課])			→		
	・システム設計:第5期システム (県) (事業実施[消防総務課、防災危機管理課])			→		
	・システム開発業務:第5期システム (県) (事業実施[消防総務課、防災危機管理課])			→		
	・運用保守、賃貸借(5年間:第5期システム) (県) (事業実施[消防総務課])					→

対策項目 25 迅速な情報提供体制の整備(Jアラート)						
対策の説明	<p>全国瞬時警報システム(Jアラート)により受信した災害情報を自動的に防災行政無線等で放送することにより、県民への迅速な情報提供を実現するために自動起動機の整備を平成25年度に完了しました。</p>					
指 標	<p>◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の市町村における自動起動機整備団体率</p> <p>【現況】95%(H24年度)(18/19市町村)</p> <p>→ 【実績(目標達成状況)】100%(H25年度)</p>					
目標を達成するための取組(実施主体(県の関わり[関連部局]))	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・自動起動機の整備(県の情報提供) (市町村) (事業支援[消防総務課])	H25 完了				

対策項目 26 携帯電話不感地域の解消						
対策の説明	過疎地域等において市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備を促進します。					
指 標	◆携帯電話不感エリア世帯数【当該年度3月時点】 【H24年度現況】 479 世帯 → 【実績（目標達成状況）】 115 世帯（R2年度） → 【目標】 60 世帯（R6年度） なお、令和6年度以降も引き続き整備を行います。					
目標を達成するための取組 （実施主体 （県の関わり 〔関連部局〕）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・ 移動通信用鉄塔施設の整備 （市町村） （事業支援〔情報政策課〕）	110 世帯	90 世帯	70 世帯	60 世帯	 継続実施



1.6 防災意識の向上

施策 1.6.1 意識啓発（防災教育）

対策項目 27 学校における防災教育の推進						
対策の説明	小・中・高等学校・特別支援学校の児童・生徒に対し、地震（津波）を想定した避難訓練や防災教育等を行い、防災意識の高揚と対応力の向上を図ります。					
指 標	◆各学校における地震を想定した避難訓練の実施					
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・教職員に対する研修の実施 （教育委員会） （事業実施〔教育指導課〕）	年1回以上実施				
	・避難訓練及び防災教育の実施 （県・市町村（教育委員会）） （事業支援〔教育指導課〕）	年1回以上実施				

対策項目 28 防災意識の啓発						
対策の説明	<p>県広報テレビ番組及び県民向け広報誌等で防災に関する情報を発信するとともに、防災イベント等で広報活動を行います。</p> <p>また、携帯メールを活用した防災情報の提供や、各団体などへの出前講座、地震防災マップの作成及び公表（島根県建築物耐震改修促進計画）により、防災意識の啓発も行います。</p>					
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・島根県広報テレビ番組、県民向け広報誌による情報提供 （県） （事業実施〔防災危機管理課、広聴広報課〕）	広報活動の継続				
	・起震車の貸し出し （県） （事業実施〔消防総務課〕）	啓発活動の継続				
	・啓発パネル、防災用品等の展示 （県） （事業実施〔防災危機管理課〕）	啓発活動の継続				
	・県民向け防災メール、エリアメールによる防災情報の配信 （県、市町村） （事業実施、事業支援〔防災危機管理課〕）	啓発活動の継続				
	・出前講座の実施 （県） （事業実施〔防災危機管理課〕）	啓発活動の継続				
	・地震防災マップの作成 （市町村） （事業支援〔建築住宅課〕）	促進活動の継続				

施策 1.6.2 防災訓練

対策項目 29 防災訓練の実施						
対策の説明	<p>地震・津波被害を想定した各種防災訓練（総合防災訓練、図上訓練、情報伝達訓練など）を実施することにより、防災関係機関相互の連携や各機関の災害時の役割を確認します。</p> <p>また、避難訓練など県民参加型の訓練を充実させることにより、防災意識の高揚を図ります。</p>					
指 標	<p>◆地震および津波被害を想定した各種県防災訓練の実施数</p> <p>【H24年度現況】年2回（H24年度） →【実績（目標達成状況）】年2回（R2年度） → 【目標】年2回以上実施</p>					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり〔関連部局〕）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
・防災訓練の実施（県主催）（県）（事業連携〔防災危機管理課〕）	 <p style="text-align: center;">年間2回以上実施</p>					
指 標	<p>◆地震および津波被害を想定した各種市町村防災訓練の実施数</p> <p>【H24年度現況】9市町村（H23年度）（9/19市町村） →【実績（目標達成状況）】6市町村（R2年度）（6/19市町村） →【目標】19市町村</p>					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり〔関連部局〕）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
・市町村が実施する防災訓練への助言（市町村）（事業支援〔防災危機管理課〕）	 <p style="text-align: center;">各市町村において年間1回以上実施</p>					

1.7 災害活動体制の整備


施策 1.7.1 災害活動体制の整備



対策項目 30 業務継続計画の策定																			
対策の説明	大規模災害発生時における事業活動を確保するため、県・市町村において業務継続計画（BCP）*を作成します。																		
指 標	<p>◆業務継続計画の策定状況</p> <p>県業務継続計画 【H24年度現況】— → 【実績（目標達成状況）】 H26年度策定</p> <p>市町村業務継続計画 【H24年度現況】— → 【実績（目標達成状況）】 100%（R1年度）（19/19市町村）</p>																		
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別事業計画（年度）</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・島根県業務継続計画の策定及び継続的な見直し （県） （事業実施〔人事課、防災危機管理課〕）</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">継続的な見直し</td> </tr> <tr> <td>・市町村業務継続計画の策定 （市町村） （事業支援〔防災危機管理課、市町村課〕）</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">継続的な見直し</td> </tr> </tbody> </table>	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	・島根県業務継続計画の策定及び継続的な見直し （県） （事業実施〔人事課、防災危機管理課〕）	継続的な見直し					・市町村業務継続計画の策定 （市町村） （事業支援〔防災危機管理課、市町村課〕）	継続的な見直し				
年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7														
・島根県業務継続計画の策定及び継続的な見直し （県） （事業実施〔人事課、防災危機管理課〕）	継続的な見直し																		
・市町村業務継続計画の策定 （市町村） （事業支援〔防災危機管理課、市町村課〕）	継続的な見直し																		

* 業務継続計画（BCP）



行政が、継続性の高い業務を特定することなどから、大規模な地震の発災時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。BCPはBusiness Continuity Planの略称。

対策項目 31 防災拠点の非常用電源の確保													
対策の説明	防災拠点となる県庁舎等の電源確保のため、72時間稼働の非常用発電機及び地下タンク等の整備を行います。												
指 標	<p>◆非常用発電設備の整備率</p> <p>【現況】 25%（H24年度）（3/12庁舎） → 【実績（目標達成状況）】 100%（H28年度）（12/12庁舎）</p>												
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別事業計画（年度）</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用発電設備の整備 （県） （事業実施〔管財課〕）</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">継続的な電源確保</td> </tr> </tbody> </table>	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	・非常用発電設備の整備 （県） （事業実施〔管財課〕）	継続的な電源確保				
年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7								
・非常用発電設備の整備 （県） （事業実施〔管財課〕）	継続的な電源確保												

対策項目32 職員の応急活動体制の確保						
対策の説明	災害発生時における職員の迅速かつ的確な応急災害対策を実施するための指針となる「災害活動マニュアル」の見直しを行います。					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり 〔関連部局〕)	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・災害活動マニュアルの見直し及び職員の応急活動体制の整備 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	 応急活動体制の継続				

対策項目33 広域支援・受援体制の整備						
対策の説明	大規模災害発生時の応援の受け入れを迅速かつ的確に実施するため、広域支援に関する協定に基づく受援体制の強化を図ります。					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり 〔関連部局〕)	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・カウンターパート制による相互支援の強化 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	 継続的な体制強化				
	・受援計画の策定による受援体制の強化 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	 継続的な体制強化				

施策 1.7.2 医療・救護体制の整備

対策項目34 災害拠点病院機能の向上						
対策の説明	災害拠点病院としての機能向上を図るため「島根県立中央病院災害対策基本計画」に沿って各マニュアルの見直しを行い、災害時の医療提供体制の確保、充実を図ります。					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり 〔関連部局〕)	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・島根県立中央病院災害医療運営要項の改正 (県) (事業実施〔病院局〕)	 継続的な見直し				
	・備蓄品の確保・充実 (県) (事業実施〔病院局〕)	 継続的な確保・充実				

対策項目35 災害派遣医療チームの体制整備						
対策の説明	大規模災害の発生時における急性期医療の確保のため、災害派遣医療チーム(DMAT)の整備や機能強化を図ります。(島根県保健医療計画) なお、計画終了後も継続的に整備を行います。					
指 標	◆災害派遣医療チーム(DMAT)の整備数 【H24年度現況】7チーム(H23年度) →【実績(目標達成状況)】19チーム(R2年度) →【目標】22チーム(R5年度)					
目標を達成するための取組(実施主体(県の関わり〔関連部局〕))	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・災害派遣医療チームの増設(医療機関)(事業連携〔医療政策課〕)	→ 22チーム			→ 継続実施	
	・災害派遣医療チームの研修・訓練実施(県、医療機関)(事業実施・連携〔医療政策課〕)	→ 年間数回実施				

対策項目36 災害時の医療体制の整備						
対策の説明	大規模災害時における適切な医療体制の確保を図るため、全ての災害拠点病院*の耐震化を令和2年度に完了しました。					
指 標	◆災害拠点病院の耐震化整備率 【H24年度現況】67%(H24年度)(6/9病院) →【実績(目標達成状況)】100%(R2年度)(10/10病院)					
目標を達成するための取組(実施主体(県の関わり〔関連部局〕))	年度別事業計画(年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・災害拠点病院の耐震化整備(医療機関)(事業支援・連携〔医療政策課〕)	R2完了				

* 災害拠点病院

災害時の傷病者等の受入・搬送機能、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣・受入機能等を併せ持つ病院で、県内に、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を1箇所、二次医療圏ごとに整備する「地域災害拠点病院」を9箇所指定している。

1.8 被災者支援対策

施策 1.8.1 食料・物資の確保・輸送体制

対策項目 37 備蓄物資の確保対策																									
対策の説明	住民による家庭内備蓄の確保を推進するとともに、地震被害想定調査に基づく救援物資等の備蓄並びに物資調達に関する事業者との協定締結を推進します。																								
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別事業計画 (年度)</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・家庭内備蓄の推進 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)</td> <td colspan="5">→ 啓発活動の継続</td> </tr> <tr> <td>・被害想定に基づく備蓄 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)</td> <td colspan="5">→ 継続した更新</td> </tr> <tr> <td>・物資調達に関する事業者との協定締結 (県・市町村) (事業実施、事業支援〔防災危機管理課〕)</td> <td colspan="5">→ 協定活動の継続</td> </tr> </tbody> </table>	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7	・家庭内備蓄の推進 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	→ 啓発活動の継続					・被害想定に基づく備蓄 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	→ 継続した更新					・物資調達に関する事業者との協定締結 (県・市町村) (事業実施、事業支援〔防災危機管理課〕)	→ 協定活動の継続				
年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7																				
・家庭内備蓄の推進 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	→ 啓発活動の継続																								
・被害想定に基づく備蓄 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	→ 継続した更新																								
・物資調達に関する事業者との協定締結 (県・市町村) (事業実施、事業支援〔防災危機管理課〕)	→ 協定活動の継続																								

対策項目 38 災害時の食料等の調達													
対策の説明	島根県地域防災計画に基づき、災害時に食料等の調達が可能となるよう、地域性も考慮して民間事業者と食料等調達協定を締結し食料等の供給体制を確保します。												
指 標	◆食料等調達供給協定締結業者数 【H24年度現況】 30 社 (H24年度) → 【実績 (目標達成状況)】 22 社 (R2年度) → 【目標】 22 社 (R7年度)												
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別事業計画 (年度)</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・供給可能食料調査 (県) (事業実施〔産地支援課〕)</td> <td>22 社</td> <td>22 社</td> <td>22 社</td> <td>22 社</td> <td>22 社</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年 1 回、協定締結業者の供給可能食料調査を実施し、食料等の供給体制を維持する。</p>	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7	・供給可能食料調査 (県) (事業実施〔産地支援課〕)	22 社	22 社	22 社	22 社	22 社
年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7								
・供給可能食料調査 (県) (事業実施〔産地支援課〕)	22 社	22 社	22 社	22 社	22 社								

対策項目 39 救援物資の受入・供給体制の整備																			
対策の説明	県内外の個人・企業・自治体等からの緊急救助物資の受入が想定されるため、救援物資の受け入れ場所、受け入れ方法、集積地から避難所までの物資の供給方法等を検討し、そのマニュアルを作成し、体制を整備します。 緊急輸送のための港湾啓開体制により確保された港湾等により漁船が活動し、緊急輸送が必要な物資や人の移送について海上から対応できるよう体制を確保します。																		
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) 〔関連部局〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別事業計画 (年度)</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・救援物資受入・供給計画の策定 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)</td> <td colspan="5">→ 継続的な見直し</td> </tr> <tr> <td>・震災時における漁船による輸送手段の確保 (県) (事業実施〔水産課〕)</td> <td colspan="5">→ 継続した輸送体制の確保</td> </tr> </tbody> </table>	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7	・救援物資受入・供給計画の策定 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	→ 継続的な見直し					・震災時における漁船による輸送手段の確保 (県) (事業実施〔水産課〕)	→ 継続した輸送体制の確保				
年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7														
・救援物資受入・供給計画の策定 (県) (事業実施〔防災危機管理課〕)	→ 継続的な見直し																		
・震災時における漁船による輸送手段の確保 (県) (事業実施〔水産課〕)	→ 継続した輸送体制の確保																		

施策 1.8.2 被災生活者支援

対策項目 40 被災者の健康管理対策						
対策の説明	熊本地震、鳥取県中部地震における保健師等の支援活動を検証し、H27.2 作成の「鳥根県災害時公衆衛生活動マニュアル」を活用し、研修を行うとともに、その周知を行います。					
指 標	◆保健活動マニュアルの見直し (H25) →H27.2 鳥根県災害時公衆衛生活動マニュアルに改編 【H28 実績】 県災害時公衆衛生マニュアルを活用し、熊本地震、鳥取中部地震の支援活動を検証し、マニュアルを一部修正。 【R3 以降】 ・「鳥根県災害時公衆衛生活動マニュアル」の適宜見直しを行う。					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり [関連部局]))	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・鳥根県公衆衛生活動マニュアルの見直しと周知 (県、市町村) (事業実施 [健康福祉総務課])	・マニュアル見直し周知	→			
指 標	◆保健師研修会の開催 【H28 実績】 年3回開催 (新任者1回、管理者2回) → 【R2 実績】 全県0圏域0 (COVID-19の内容にしたため) (参考 R元 全県1,4圏域) → 【R7 予定】 全県1,7圏域					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり [関連部局]))	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・保健師活動研修 ・鳥根県公衆衛生活動マニュアル活用 ・市町村保健活動 (マニュアル作成、進行管理等) 支援 (県、市町村) (事業実施、事業支援 [健康推進課])	・全県1回+保健所単位実施	→			

対策項目 41 災害ボランティア活動の支援体制の整備						
対策の説明	被災時に「災害ボランティア情報窓口」を設置し、「災害ボランティアセンター」の開設状況や関係機関の活動情報などを、インターネットを通じて情報発信を行うとともに、問い合わせに対応します。 また、災害ボランティアセンターが設置された場合に、その運営を支援するため必要となる人材を養成していきます。					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり [関連部局]))	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・連絡会議の開催 (県) (事業実施 [環境生活総務課])	年1回以上実施				→
	・ホームページによる情報提供 (県) (事業実施 [環境生活総務課])	継続的な情報提供				→
	・災害ボランティアセンター運営支援者講座の開催 (県) (鳥根県社会福祉協議会) (事業実施 [地域福祉課])	年1回以上実施				→

対策項目 4 2 被災建築物の応急危険度判定体制の整備						
対策の説明	地震により被災した建築物が余震で倒壊したり、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定士の確保及び判定の習熟を図ります。（島根県建築物耐震改修促進計画）					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり 〔関連部 局〕)	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・ 応急危険度判定士養成講習の実施 (県) (事業実施〔建築住宅課〕)	年 3 回実施				
	・ 応急危険度判定実地訓練の実施 (県) (事業実施〔建築住宅課〕)	年 1 回程度実施				
	・ 判定コーディネーター訓練の実施 (県) (事業実施〔建築住宅課〕)	年 1 回実施				
	・ 市町村及び建築士会との連携体制の整備 (県、市町村、建築士会) (事業実施〔建築住宅課〕)	継続的な体制整備				

対策項目 4 3 漁船保険、漁業共済の加入促進						
対策の説明	被災による収入や漁具の損害を補い、速やかに再起できるよう、漁業保険及び漁業共済の加入促進を行います。					
指 標	◆漁船保険の加入率 【H24 年度現況】 58% (H23 年度) (3,974/6,893 隻) → 【実績 (目標達成状況)】 60% (R2 年度) (3,213/5,319 隻) → 【目標】 -					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり 〔関連部 局〕)	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・ 加入取組の推進 (民間〔島根県漁船保険組合〕) (事業支援〔水産課〕)	継続的な推進				
指 標	◆漁業共済の加入率 【H24 年度現況】 小型合併 54% (H24 年度) 全契約 75% (H24 年度) → 【実績 (目標達成状況)】 小型合併 56% (R2 年度) 全契約 87% (R2 年度) → 【目標】 -					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり 〔関連部 局〕)	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・ 資源管理・漁業所得補償対策の推進 (民間〔全国合同漁業共済組合島根県事務所〕) (事業支援〔沿岸漁業振興課〕)	継続的な推進				

施策 1.8.3 避難行動支援

対策項目 4 4 避難行動要支援者の避難誘導體制整備						
対策の説明 (1)	避難行動要支援者の避難支援が円滑に行われるよう、市町村の災害時要援護者避難支援計画による「個別避難計画」の策定及び、避難行動要支援者を含めた防災訓練の実施を促進します。 ※令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、指標の見直しを行った。					
指 標	◆災害時要援護者の個別避難計画の策定率 【R3 年度現況】74% (R3 年度) (14/19 市町村) → 【目標】100% (R7 年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・個別避難計画の作成 (市町村) (事業支援 [防災危機管理課])					
		継続的な推進				
対策の説明 (2)	避難行動要支援者の避難支援が円滑に行われるよう、市町村の避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、個別避難計画の策定及び、実効性のある避難支援がなされるよう要配慮者を含めた防災訓練の実施を促進します。					
指 標	◆避難行動要支援者名簿の作成率 【H26 年度現況】16% (H26 年度) (3/19 市町村) → 【実績】100% (R2 年度) (19/19 市町村)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・名簿の作成 (市町村) (事業支援 [防災危機管理課])					
		継続的な見直し				
指 標	◆要配慮者を含めた防災訓練の実施率 【H24 年度現況】42% (H24 年度) (8/19 市町村) → 【実績 (目標達成状況)】26% (R2 年度) (5/19 市町村) → 【目標】100% (R7 年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・要配慮者を含めた防災訓練の実施 (市町村) (事業支援 [防災危機管理課])					
		各市町村において年1回以上実施				

対策項目 4 5 帰宅困難者対策の推進						
対策の説明	帰宅困難者の支援を行うため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と協定締結を推進し、支援店舗の拡大を目指します。					
指 標	◆協定締結業者数 【H24 年度現況】7 業者 (H23 年度) → 【実績 (目標達成状況)】8 業者 (R2 年度) → 【実績 (目標達成状況)】-業者 (R7 年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体) (県の関わり) [関連部局]	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・協定の締結及び運用 (県、民間) (事業実施 [防災危機管理課])					
		継続した推進活動				

2 経済被害軽減

2.1 建物等の被害軽減


施策 2.1.1 耐震化対策（再掲）（1.1.1に同じ）

施策 2.1.2 土砂災害対策（再掲）（1.2.1に同じ）

施策 2.1.3 消防力の強化（再掲）（1.3.2に同じ）

2.2 社会基盤施設の被害軽減

施策 2.2.1 ライフライン施設の耐震性強化等

対策項目 4 6 上水道施設の耐震化の促進						
対策の説明	各水道事業者における耐震化および更新計画の策定を勧め、その実施について国庫補助制度の有効活用や事業採択について積極的に協力します。					
指 標	◆施設の耐震化及び更新計画の策定 【H24 年度現況】 ○基幹管路の耐震適合率 島根県 22.0%（全国：31.0%） ○浄水施設の耐震化率 島根県 20.5%（全国：18.7%） ○配水池の耐震化率 島根県 28.4%（全国：38.0%） 実績（目標達成状況）】（R2 年度） ○基幹管路の耐震適合率 島根県 28.5%（全国：40.9%） ○浄水施設の耐震化率 島根県 50.7%（全国：32.6%） ○配水池の耐震化率 島根県 57.2%（全国：58.6%）					
目標を達成するための取組 （実施主体 （県の関わり 〔関連部 局〕）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・施設の耐震化及び更新計画の策定 （市町村） （事業支援〔薬事衛生課〕）					
		 施設の耐震化の継続、更新計画の策定				

対策項目 4 7 水道用水供給施設の耐震化の推進							
対策の説明	島根県水道用水供給事業（飯梨川水道、斐伊川水道）、江の川水道用水供給事業に係る施設について、老朽化対策及び耐震化の進め方を定めた施設管理基本計画に基づき施設の耐震化を推進していきます。						
指標	◆施設の耐震化 ○送水管 【H24年度現況】77%（H23年度）→【実績（目標達成状況）】78.9%（R2年度）→【目標】78.9%（R7年度） ○浄水場 【H24年度現況】55%（H23年度）→【実績（目標達成状況）】55%（R2年度）→【目標】55%（R7年度）						
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）（関連部局）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	
	・水道用水供給施設の耐震化の推進 （県） （事業実施〔企業局〕）	○送水管					
		78.9%	78.9%	78.9%	78.9%	78.9%	
		○浄水場					
		55%	55%	55%	55%	55%	

対策項目 4 8 下水道施設の耐震化の促進						
対策の説明	現在の耐震基準に対し耐震性を有していない施設の耐震化を進めます。（下水道総合地震対策計画）					
指標	◆流域下水道処理場（水処理施設）の耐震化率 【H24年度現況】75%（H24年度）（6/8施設） →【実績（目標達成状況）】75%（H27年度）（6/8施設） →【目標】100%（H29年度）					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）（関連部局）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・下水道施設（処理場）の耐震化 （県） （事業実施〔下水道推進課〕）	H29完了				
					継続的な整備	
指標	◆流域下水道管路施設の耐震化率（マンホール本体） 【H24年度現況】79%（H24年度）（47/59基） →【実績（目標達成状況）】70%（H27年度）（47/67基） →【目標】100%（H29年度）					
目標を達成するための取組（実施主体）（県の関わり）（関連部局）	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・下水道施設（マンホール本体）の耐震化 （県） （事業実施〔下水道推進課〕）	H29完了				
					継続的な整備	

指標	◆流域下水道処理場（ポンプ場）の耐震化率【新規】 【H24年度現況】0%（H23年度）（0/2施設） →【実績（目標達成状況）】0%（R2年度）（0/2施設） →【目標】100%（R3年度）					
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・下水道施設（ポンプ場）の耐震化 （県） （事業実施〔下水道推進課・宍道湖流域下水道事務所〕）	2箇所	継続的な整備			

対策項目49 電線共同溝の整備						
対策の説明	地震発生時における電柱の倒壊による道路の寸断を予防しライフラインを確保するため、電線類の地中化について計画的に事業の進捗を図っており、電線共同溝を5年間で5箇所3.3km整備します。（第6次地震防災緊急事業五箇年計画）。					
指標	◆電線共同溝の整備延長 【H24年度現況】3.1km →【実績目標達成状況】5.1km（R2年度）→【目標】8.4km（R7年度）					
目標を達成するための取組 （実施主体） （県の関わり） 〔関連部局〕	年度別事業計画（年度）	R3	R4	R5	R6	R7
	・街路事業による電線共同溝の整備 （県） （電線共同溝事業〔都市計画課〕）	0.1km	0.7km	0.7km	0.5km	継続実施
	・道路事業による電線共同溝の整備 （県） （電線共同溝事業〔道路建設課、道路維持課〕）	0.6km	0.3km			継続実施
	・都市構造再編集中支援事業による電線共同溝の整備 （県） （電線共同溝事業〔都市計画課〕）			0.4km		継続実施

施策 2.2.2 交通基盤の強化（再掲）（1.5.1に同じ）

2.3 企業の事業継続

施策 2.3.1 ライフラインの復旧体制整備

対策項目 50 水道施設の復旧用資機材の備蓄等の推進						
対策の説明	水道施設の迅速な復旧を進めるため、復旧用資機材の備蓄を行います。また、非常時に備え、非常用飲料水袋の備蓄も行います。					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり 〔関連部 局〕)	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・水道施設の復旧用資機材の備蓄 (県) (事業実施〔企業局〕)	管類、漏水補修材、発電機等の備蓄の継続				
	・非常用飲料水袋の備蓄 〈計画保有数(現在保有数) : 3,000袋(6リットル用)〉 (県) (事業実施〔企業局〕)	備蓄の継続				

施策 2.3.2 事業継続の事前対策

対策項目 51 事業者による事業継続の取り組みの推進						
対策の説明	自然災害等の緊急事態において、県内事業者の事業継続または事業の早期復旧が可能となるよう、事業者による事業継続計画(BCP)*策定に向けた支援を行います。					
指 標	◆事業継続計画(BCP)策定事業者数 【H24年度現況】25社(H24年度) →【実績(目標達成状況)】86社(R2年度) →【目標】110社(R7年度)					
目標を達成するための取組 (実施主体 (県の関わり 〔関連部 局〕)	年度別事業計画 (年度)	R3	R4	R5	R6	R7
	・事業継続計画(BCP)策定セミナー、専門家派遣等の実施 (民間) (事業支援〔中小企業課〕)	必要に応じセミナー・専門家派遣等を実施				
	・ホームページ等による啓発 (県) (事業実施〔中小企業課〕)	啓発活動の継続				

* 事業継続計画(BCP)

企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、核となる事業の継続または早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを事前に策定した行動計画のこと。BCPはBusiness Continuity Planの略称であり、行政における業務継続計画の略称と同じ。

島根県地震・津波防災戦略【改訂版】の策定にあたり、学識経験者及び行政関係者から構成される「島根県地震津波防災対策検討委員会」を設置し、各委員から助言をいただきながら検討を進めました。

島根県地震津波防災対策検討委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

委員長	河原 莊一郎	松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授
副委員長	汪 発 武	島根大学 大学院 総合理工学研究科 教授
委員	浅田 純作	松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授
委員	岩井 哲	広島工業大学 工学部 建築工学科 教授
委員	高橋 智幸	関西大学 社会安全学部 教授
委員	遠田 晋次	東北大学 災害科学国際研究所 教授
委員	林 繁幸	防災・危機管理アドバイザー (前 松江市消防長)
委員	村上 ひとみ	山口大学 大学院 創成科学研究科 准教授
委員	森 信人	京都大学 防災研究所 准教授
委員	横田 修一郎	島根大学 名誉教授

島根県地震・津波防災戦略

[第2次改訂版]

令和4年3月

編集・発行

島根県防災部防災危機管理課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5885

FAX 0852-22-5930

e-mail bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp